

「(仮称) 島根風力発電事業環境影響評価方法書」に対する
浜田市長意見について

本事業は、合同会社NWE-09 インベストメントが、島根県浜田市長見町及び弥栄町の行政界付近において、最大で総出力 54,000kW の風力発電所を設置するものである。

本事業は、現時点では、系統連携への接続は確保されていないが、恵まれた風況を活用するものであり、地球温暖化対策としての再生可能エネルギー普及の観点からは望ましいものである。また、浜田市が策定している第 2 次浜田市総合振興計画においても再生可能エネルギーの導入促進を主要施策として掲げており、本事業がその施策推進に寄与するものと認識できるものである。

しかしながら、再生可能エネルギー施策を推進していく上においては、本事業に対する住民理解と合意が必須であることを前提とし、以下、意見を述べる。

事業実施想定区域とその周辺には、住居及び既設の風力発電設備等が存在することから、風力発電設備等の設置位置次第では、騒音、超低周波、振動、水質、土質、動植物の生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場等について、累積的な環境への影響が懸念される。

また、事業者である合同会社NWE-09 インベストメントは、「(仮称) 島根風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見」でも述べられているように、従業員がいない特別目的会社という会社形態である。また、その代表社員である日本風力エネルギー株式会社は、資本金 10 万円という会社実態であり、事業の継続性や責任の所在の観点からは、不安が残ると言わざるを得ない。さらに国内において、同種の風力発電事業に係る環境影響評価手続きを同時に進めていることや国内でも本事業と同等の立地及び規模等による実績がないことから、工事や事業稼働等に伴う環境への影響、さらに災害等重大な環境影響が十分に検討されないまま、調査、予測及び評価が実施されることが懸念される。

また、環境影響評価方法書では、「(仮称) 島根風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」(以下、環境配慮書) に対して、環境大臣が提出した意見及び浜田市が提出した意見への事業者からの見解が見られなかった。加えて、事業者が作成した「環境影響評価方法書についての住民意見への事業者の見解」においても、165 件にわたる住民意見への返答の多くが「事業計画を検討する」ととどまり、十分な説明、回答を得ることができていない現状にある。このため、環境影響評価法(環境アセスメント法)の根幹である、住民意見を踏まえた対応

が適切に実施されないことが懸念される。工事段階、風力発電稼働段階、風力発電施設の耐用年数経過後の施設撤去段階に生じ得る様々な環境影響の事態に対し、事業者として、立地自治体や住民の意見に対し、十分な責務を果たす対応ができ得るのかどうか、懸念はさらに深まると言わざるを得ない。

本事業計画の検討に当たっては、住民の理解と合意が得られるように、以下の措置を適切に実施することとあわせ、実施ができない場合は、本事業の取り止めを含む事業計画の全面的な見直しを求めるものである。

総論

1. 対象事業実施区域の設定

当該事業に係る環境配慮書手続き以降、住民意見及び風況等を踏まえ事業者側で、雲城山が事業実施想定区域から除外された。

しかしながら、事業実施想定区域内及びその周辺、特に弥栄地区の住民からは、これまでの事業者からの住民説明での質疑や環境影響評価方法書での意見等に対し、十分な説明、回答を得ることができておらず、住民意見が反映されないまま事業着手されるのではないかという不信感が高まり、当市に対しても当該事業に反対する主旨の意見書が提出される深刻な事態となっている。

このような状況を十分に踏まえた上で、対象事業区域の設定に当たっては、住民意見に誠意をもって対応し、理解が得られるよう、事業の取りやめを含む対象事業実施区域や事業計画の全面的な見直しを真剣に検討するとともに、事業計画の変更時には、地域住民に対し、丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 累積的な影響

当該事業実施想定区域である弥栄地区においては、既に他の事業者による風力発電施設が稼働中であり、今回、当該事業者によるさらなる大型風力発電施設の整備は、一部の地区に施設が集中することとなるため、前述の既設風力発電施設を含め、累積する環境への影響については、最新の知見をもって調査、予測及び評価を実施するとともに、可能であれば既設風力発電施設の事業者との情報交換等に努めること。

とりわけ、本事業における風力発電施設の規模は、弥栄地区において、既に稼働中である他の事業者の施設規模（1基当たり1,670kW）の約3倍もの出力である1基当たり4,500kWの風力発電施設を12基設置するという計画である。現在、国内においてこれと同等の施設の稼働実績はない規模の施設設置ということから、既存の知見に基づく調査、予測及び評価のみならず、同等の大規模の風力発電施設に関する知見に基づく調査、予測及び評価を実施すること。

3. 個別的事項で述べる各項目に対する影響については、既存の風車の約 3 倍もの規模を有した風車の整備であることに鑑みると、回避又は低減が非常に困難であることは容易に想像できる。

したがって、対象事業実施区域の根本的な見直し及び風車 1 基当たりの出力の半減に加え、事業の取りやめを含めた事業計画を全面的に見直すこと。

4. 環境保全措置の検討に当たっては、当該事業が国内でも前例が無い立地及び規模での計画であることを踏まえ、同様の事業で公開されている事後調査結果等を基にした、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、また、住民の安全で安心な生活環境の保全に配慮することとし、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

5. 環境影響評価方法書では、12 基予定されている風力発電機の設置予定場所及び変電施設、送電線、系統連携地点の予定場所が記載されていないため、環境影響評価の対象地域についても曖昧さが残る。そのため、環境影響評価の実施にあたっては、設置場所、変電施設、送電線、系統連携地点の予定場所を具体化した上で、調査を実施すること。

環境影響評価法に基づく図書及び住民への説明資料等については、常に最新で精度の高い情報を用いること。

また、事業実施想定区域の史跡等文化財の調査に当たっては、遺跡や古文献等専門的かつ学術的な調査を実施すること。

6. 浜田市生活環境の保全に関する条例及び浜田市生活環境の保全に関する条例施行規則を順守すること。

各論

1. 騒音、振動及び低周波音等について

事業実施想定区域及びその周辺には住居及びその他環境の保全に配慮が必要な施設（以下「住居等」という。）が存在している。本事業における風力発電施設の規模は、1 基当たり 4,500kW、基数は 12 基であり、現在、国内においてこれと同等の施設の稼働実績はなく、弥栄地区において、既に稼働中である他の事業者の施設規模（1 基当たり 1,670kW）の約 3 倍もの出力である。また、本事業実施想定区域は、中山間地域に位置し急峻な地形であり、このような立地での稼働実績は国内に例はない。住民意見では、既に稼働している他の事業者の風力発電により、騒音・低周波音などによる健康被害、クマやイノシシなどの

生息域に変化が生じているという意見も出されている。その上、新たな大規模の風車が建設・稼働されることから、現在も稼働中の風車との累積の影響も踏まえ、工事中及び供用時における風切り音等の騒音や低周波音が住民生活へ与える重大な影響が、本事業最大の不安要因の一つである。

これらの状況を踏まえた上で、風力発電施設及び関連施設の位置等の検討に当たっては、最新の知見、先行事例の知見及び累積する施設を想定、勘案し、住居等への影響を回避又は低減すること。なお、比較として、県内において稼働中である風力発電施設及び 4,500kW 級の風力発電施設の騒音及び振動等のデータをわかりやすく示すこと。

2. 水生生物について

事業実施想定区域及びその周辺には、二級河川の周布川及び三隅川などが分布し、絶滅危惧種であるゴギをはじめ、多数の希少な水生生物が生息・生育している。本事業の実施に伴い、複数の沢筋及び河川区域への土砂及び濁水の流入による水生生物への影響が懸念される。

このため、本事業の風力発電施設の配置等の検討に当たっては、専門家等の助言を踏まえ、配置位置を沢筋及び河川区域から十分な距離を確保することに加え、雨水排水対策も近年多発する豪雨時の対策も含め、十分に検討するとともに、工事に伴う土工量を抑制し、土砂の流出を最小限に抑えること等により、重要な水生生物等への影響を回避又は低減すること。

3. 発生土について

事業実施想定区域及びその周辺地域では、土壌の掘削や改良時に自然由来の重金属が検出されやすい地域となっている。このため、改変等に伴う発生土に含まれる自然由来の重金属の河川流入及び地下水への浸透等の影響が懸念される。

このため、風力発電施設の配置等の検討に当たっては、専門家の助言等化学的知見からも十分に地質を調査し、水環境への影響を回避又は低減すること。

また、残土については、適切な処理計画をもって実施すること。

4. 動物、植物及び生態系について

事業実施想定区域及びその周辺には、オオタカ等貴重な動物を含めた多くの野生動植物が生息しており、工事中及び供用時における騒音、振動、低周波音及び改変等による生存分布域や生態系への影響が懸念される。専門家等の知見及び最新の情報等により調査し、動植物の生態系への影響を回避又は低減すること。

5. 景観について

事業実施想定区域及びその周辺には複数の住居等が存在していることや、「雲城山」、「紅葉湖展望台」及び「十国峠」等の主要な眺望点が存在していることから、本事業の実施により、これらの生活圏や眺望点からの景観への影響が懸念される。これらの眺望点の他にも「大麻山」や「室谷の棚田」等、以前から住民の心の拠り所となっている景観資源も多数存在していることから、風力発電施設の配置の検討に当たっては、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価等に加え、風力発電施設の色彩についても、環境融和塗装にするなど、景観を損なわない方法とすること。

なお、景観については、一度、施設が整備されてしまうと、取り返しが付かない重要な評価項目である。弥栄地区南側においては、既に風力発電施設が整備されており、今後さらに、当該地区北側である事業実施想定区域において、新たな風力発電施設が整備されることとなれば、地区の南北を風車を取り囲む状況となる。このような状況下での地域住民への心理的な圧迫感は著しく大きなものとなることは、容易に想像ができる。一部の地域に風力発電施設が集中し、地域全体が風車に取り囲まれた生活を強いられる不安を抱える住民の意見を十分踏まえた上で、事業実施想定区域を変更すること。

6. 影について

事業実施想定区域及びその周辺には複数の住居等が存在しており、共用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風車のタワーやブレードなどの日影が住宅又は農地等へ支障を及ぼす範囲及び時間帯を、シミュレーションにより定量的に予測し、早朝や夕方等、風車の影が広域に及ぶ時期や時間帯には、風車の稼働を一時的に停止する等、弾力的な運転管理措置を講じること。

7. 土砂流出、濁水等について

本事業は、これまで国内の陸域では実績のない単機出力 4,500kW の大型風力発電設備を中山間地に設置する計画である。既設の道路が少ないことから、ローター直径が 130m にもわたるブレードを搬入及び設置するに際し、必要な道路工事、敷地造成・基礎工事に伴う土砂崩落及び河川への土砂又は濁水の流出等重大な環境影響や動物・植物の生息域への重大な環境影響も懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂崩落及び土砂流出の可能性の高い箇所の変更を回避するとともに、既存道路の活用等により土地の

改変量を最小限に抑えること。

8. その他の項目について

- (1) 低周波音及び風切り音等の影響により、動物の活動域が住居地域へ下がることによる農作物被害が懸念される。これらの懸念は、既存の風力発電の稼働に伴い、地域住民が感じたものであり、本事業の実施による累積的な影響として、地域住民が深く心配している項目である。また、事業実施想定区域及びその周辺は、ツキノワグマの生息地であり、前述の懸念に加えクマによる人的被害も懸念されることから、国内等の事例や専門家等の知見も踏まえ十分な検討を実施し、対策を講じること。
- (2) 周布川では、第5種協同漁業権を有する周布川漁協がアユの稚魚の放流を実施しており、既に稼働中である弥畝山の風力発電施設の整備工事時には、豪雨による河川への土砂流入により、アユの育成に大きな被害を生じさせた経緯がある。このため、本事業の実施にあたっては、河川への土砂流入の防止の検討し対策を講じること。
また、周布川その他、三隅川にも漁業権が設定されている。事業実施想定区域及びその周辺における漁業権、各種取水の状況についても、調査し、本事業に対する理解を得ること。
- (3) 周布川中流域では、河川地下の伏流水を浜田市上水として使用しており、水環境の調査に当たっては、造成等の施工による一時的な影響に加え、地形改変による稼働時及び施設撤去時の土砂の流入による水質への悪影響について調査を行うこと。
- (4) ブレードの回転あるいは風力発電機自体の存在により、電波障害が懸念される。電波への影響について調査し回避すること。障害が発生した際は、改善に向けた対策を講じること。
- (5) 落雷や豪雨災害等の発生により風車本体の破損や部品の損失等が懸念される。また、土砂流出防備保安林や土砂崩壊防備保安林に隣接する対象事業実施区域を設定している本事業では、地形の改変により、工事実施時期のみならず、施設稼働時期や施設撤去時期にも土砂崩れ等の懸念がある。そのため、事故の発生防止として日常の点検の他、災害等発生時の対応については、対策を講じること。
- (6) 廃棄物等（産業廃棄物・残土）の調査・予測について、本事業の工事計画に想定される産業廃棄物及び残土の発生量を示すこと。
- (7) 本事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見や浜田市の意見が方法書に反映されていない。今後の環境影響評価法に基づく手続き及び住民説明の際に反映させること。

- (8) これまで実施された住民説明会等では参加が少ない地域もあったことから、今後事業実施想定区域及びその周辺住民から説明会の開催要望がある可能性もある。そのような場合には、住民説明会等の開催に努め、質疑応答等においても最新の情報や知見を踏まえた適切な真摯な返答に努め、住民の理解を得ること。
- (9) 浜田市生活環境の保全に関する条例を順守すること。とりわけ、第 15 条に基づき、適切な公害防止対策に努めること。また、第 21 条に基づき、市長が生活環境の保全に関し必要と認め、生活環境保全協定の締結を求める際には、これに応ずること。さらに、第 23 条に基づき、市長が必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行った場合、その指導や助言に真摯に対応すること。さらに、第 24 条 (2) 及び (3) に基づき、災害を誘発するおそれがあるときや、周囲の美観、清潔及び衛生を著しく害するときに、市職員が立ち入り調査を行う際には、真摯に対応すること。
- (10) 浜田市生活環境の保全に関する条例施行規則を順守すること、とりわけ、第 4 条に基づき、公害防止対策の実施については、法的規制がかからない場合であっても、地域住民に迷惑がかからないよう措置すること。

以上